報 道 機 関 各 位

令和８年（2026 年）10 月 21 日（水）10 時 00 分 配付

項　　目	**令和８年度（2026 年度）北海道社会貢献賞（更生保護功労者）伝達について**
配付資料	なし
内容及び報道に当たってのお 願 い	【ポイント】 〇　道では、保護司として 15 年以上活動され、その功績が顕著な方に対して、知事表彰として北海道社会貢献賞（更生保護功労者）を贈呈しております。 〇　この度、オホーツク管内（清里町）の受賞者に対して伝達を行いますので、お知らせします。 １　受賞者 ⑴　氏名　倉内　章次（くらうち　しょうじ）　70 歳 ⑵　略歴 平成 18 年４月 ～ 現在まで 斜里保護区保護司 平成 27 年４月 ～ 現在まで 斜里地区保護司会事務局長 ⑶　事績の概要 保護司として永年にわたり、犯罪のない明るい地域社会づくりに寄与。 ２　伝達式 ⑴　日時　令和８年 10 月 28 日（水）　10：30～ ⑵　場所 清里コミュニティセンター　１階更生保護サポートセンター （斜里郡清里町水元町 12 番地） ⑶　伝達者 オホーツク総合振興局くらし・子育て担当部長 【更生保護・保護司とは】 犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は社会の一員として地域社会の中で生活を送ることになります。 こうした人たちが、再び過ちを犯すことなく早期に更生できるように手助けし、犯罪や非行の予防を図る活動を更生保護と呼んでいます。 更生保護の活動はそれぞれの地域社会において実施され、多くの民間の方がこれらの活動に協力し、その役割の一端を担っているのが保護司です。 保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（無給の民間ボランティア）です。 保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力し、保護観察や犯罪予防活動に従事します。
他のクラブとの関係	
担当窓口	北海道オホーツク総合振興局保健環境部 環境生活課長　大宮　久俊 直通：０１５２－４１－０６２６ 内線：２９５０